



山形県公報

令和4年4月1日(金)

号 外 (11)

目 次

企業局関係 規 程

○山形県企業局組織規程の一部を改正する規程…………… 1

病院事業局関係 規 程

○山形県病院事業局組織規程の一部を改正する規程…………… 2

企業局関係

規 程

山形県企業管理規程第3号

山形県企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年4月1日

山形県企業管理者 沼 澤 好 徳

山形県企業局組織規程の一部を改正する規程

山形県企業局組織規程（昭和40年6月県企業管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

第16条第3号中「村山電気水道事務所」を「最上電気水道事務所及び鶴岡電気水道事務所」に改める。

第17条の表中「、建設担当」を削り、

| | | | |
|---------------------|-------|-------------|---|
| 山形県企業局最上電気 水道事務所 | | 庶務係 | を |
| | 施設管理課 | 給水担当、施設管理担当 | |

| | | | |
|---------------------|-------|------------------|----|
| 山形県企業局最上電気 水道事務所 | | 庶務係 | に、 |
| | 施設管理課 | 給水担当、施設管理担当、建設担当 | |

| | | | |
|---------------------|-------|---------------|---|
| 山形県企業局鶴岡電気 水道事務所 | 総務課 | 庶務係 | を |
| | 施設管理課 | 運転管理担当、施設管理担当 | |

| | | | |
|---------------------|-------|--------------------|-------|
| 山形県企業局鶴岡電気 水道事務所 | 総務課 | 庶務係 | に改める。 |
| | 施設管理課 | 運転管理担当、施設管理担当、建設担当 | |

第18条第2号ニ中「村山電気水道事務所」を「最上電気水道事務所及び鶴岡電気水道事務所」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

病院事業局関係

規 程

山形県病院事業管理規程第5号

山形県病院事業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年4月1日

山形県病院事業管理者 大 澤 賢 史

山形県病院事業局組織規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局組織規程（平成15年3月県病院事業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項の表山形県立中央病院の項中「診療情報分析係」を「診療情報管理係」に改め、同表山形県立新庄

病院の項中 「

| | | |
|-------|--|--|
| 医療情報部 | | |
|-------|--|--|

」を

| | | |
|-----------------|--|--|
| 医療情報部 | | |
| 生活習慣病予防・ 対策部 | | |

に、「経営係」を「企

画係、経営係」に改め、同条第3項の表中 「

| |
|-----|
| 調達係 |
|-----|

」を

「

| |
|--|
| |
|--|

」に改める。

第17条第1項の表副部長の項中「放射線部」を「救急総合診療部、放射線部」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。